

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年5月2日（平成28年（行情）諮問第347号）

答申日：平成28年7月22日（平成28年度（行情）答申第220号）

事件名：独立行政法人及び国立研究開発法人の長の任免について（起案文書）
及び添付資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「独立行政法人及び国立研究開発法人の長の任免について（起案文書）及び添付資料」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月14日付け27受文科人第402号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立の理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 異議申立人は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の理事長に、特定個人A（現理事長）と特定個人B（前理事長）が任命された経緯や理由の記された文書一式の公開を請求し、これに対して4つの文書が開示された。このうち「独立行政法人及び国立研究開発法人の長の任免について（起案文書）及び添付資料」について、内容の全部を公開すべきである。主な理由は以下の通り。

イ 理事長候補の選定プロセスに疑問がある。

当該文書中の「ヒアリング団体」「ヒアリング概要」によると、「原子力という高い専門性にかんがみ、公募ではなく、複数の団体から推薦を求めることとした」とのことである。

だが、ヒアリング団体の1つである「特定団体E」に問い合わせたところ、文部科学省からヒアリングの要請は受けていないとのこと

であった。さらに、特定団体Eの当時の会長にも尋ねてみたが、「ヒアリングがあったかどうか、はっきり覚えていない」とのことである。

もちろん、本人が忘れて記憶違いをしたりした可能性は否定できない。ただ、「特定年月〇末で特定個人B（当時）の任期が満了するので、特定団体E会長として、後任の理事長にふさわしい人物を推薦して欲しい」と、きちんと手順を踏んだ要請をしていれば、少なくともヒアリングを受けた事実を記憶しているのではないか。請求人は、世間話や雑談の延長線上ととれるようなヒアリングだった可能性があるかと推測している。また、「ヒアリング団体」として12団体（12人）を明示しておきながら、別に2人から意見を聞いているのは不自然なので、この2人についても所属組織や名前を示すべきである。

ウ 以上の点を踏まえると、ヒアリングが適切に実施されたかどうか、検証する必要がある。そのためには、ヒアリングに応じた対象者が明らかにされねばならない。そもそも業界を代表する団体・企業等が相手であり、普通に考えるなら対象者は会長や副会長など、その団体・企業を代表する人物であることから、対象者名が判明しても何ら問題は生じないであろう。

エ 文部科学省によると、ヒアリング時期は特定年月L～特定年月M（特定年月Lの翌月）とのことである。当時、特定個人Aは特定企業の常務執行役員だったが、ヒアリング直後の特定年月N（特定年月Mの翌々月）に副社長執行役員に昇格し、文部科学省が特定年月日付けで特定個人Aの理事長就任を起案している。この経緯はいかにも不自然ではないか。

特定企業の役員（平成28年4月1日現在）のうち、副社長執行役員が1人なのに対し、常務執行役員は特定人数に上る。つまり、同社における常務執行役員の立場は「担当部門のトップ」の意味合いが強く、「会社経営のかじ取り役」とはいえない。また、役員の異動時期も4月、6月が圧倒的に多い。ヒアリング結果から、大手企業でのマネジメント経験を求める声があり、「箔をつける」目的で副社長に昇格した可能性があるのではないか。全ての情報が開示されれば、これらの点も検証ができ、疑念の解消につながると考える。

（2）意見書

ア 意見聴取について「非公開が前提」と主張する根拠が不明

文部科学省は不開示部分の判断理由について「当該意見聴取はその意見と聴取した者の対応状況を公にしないこと、また、発言者が特定されない前提で行われているところ」と主張している。それなら

ば、「非公開を前提とした意見聴取」だったことを証明する覚書、合意書等の文書を示すべきである。

イ 理事長候補の選定プロセスそのものが不透明

文部科学省が開示した文書には、意見聴取した団体の1つとして特定団体Eが登場する。開示内容を確認するため、異議申立人が特定団体E事務局に問い合わせたところ、「文部科学省から意見聴取の要請は受けていない」とのことであった。さらに特定団体Eの当時の会長にも尋ねたが、「ヒアリングがあったかどうか、はっきり覚えていない」とのことであった。

機構の高速増殖炉「もんじゅ」で保守管理上のミスが頻発し、大きな問題になっていたことは広く知られている。なおかつ当時の理事長、特定個人Bは意見聴取時点では、再任が認められれば留任するとみられていた。したがって文部科学省が「次期理事長を選考するための意見を聞かせてほしい」という旨の説明をしていれば、「記憶にない」ということはあり得ないのではないか。雑談のような会話を基に「意見聴取内容」を作成したとの疑念が拭えない。

そうすると、意見聴取のあり方が極めて不適切であった可能性が高い。仮に意見聴取の相手が会長以外の人物であった場合、別の問題が浮上する。事務局に対する依頼や説明もなしに、会長以外の人物に意見聴取をして、その内容をもって「当該団体の意見」と解することは、あまりにも無理がある。

以上の点を踏まえると、意見聴取の過程に問題がないかを検証する必要がある。他団体においても、きちんとした説明や手続なしに意見聴取をした可能性がある。井戸端会議のような雑談と、理事長選考のための意見聴取とは、全く別次元のものである。そこで、文部科学省は、意見聴取に応じた対象者を明らかにしたうえで、聴取の日時や場所、内容等の情報を公開すべきである。そもそも業界を代表する団体・企業等が相手であり、常識的に考えるなら対象者は会長や副会長など、その団体・企業を代表する人物であり、氏名等を公開しても特段の問題は生じないであろう。

ウ 特定個人Aが理事長に任命された経緯が不透明

文部科学省によると、意見聴取の時期は特定年月L～特定年月M（特定年月Lの翌月）とのことである。当時、特定個人Aは特定企業の常務執行役員だったが、意見聴取の直後の特定年月Nに副社長執行役員に昇格し、文部科学省が特定年月日付けで特定個人Aの理事長就任を起案している。この経緯はいかにも不自然ではないか。

特定企業の役員（平成28年4月1日現在）のうち、副社長執行役員が1人なのに対し、常務執行役員は特定人数に上る。つまり同社

における常務執行役員の立場は「担当部門のトップ」の意味合いが強く、「会社経営のかじ取り役」とはいえない。また、役員の異動時期も4月、6月が圧倒的に多い、ヒアリング結果から、大手企業でのマネジメント経験を求める声があり、いわゆる「箔をつける」目的で副社長に昇格した可能性があるのではないか。全ての情報が開示されれば、これらの点も検証ができ、疑念の解消につながると考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 不服申立てに係る行政文書等について

本件不服申立てに係る行政文書は、「独立行政法人及び国立研究開発法人の長の任免について（起案文書）及び添付資料」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、法5条1号、5号及び6号の不開示情報に該当することから一部を不開示としたところ、異議申立人から、当該文書の全部の開示を求める旨の異議申立てがされたところである。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、独立行政法人（機構）の役員の生年月日、年齢及び年収等の個人情報並びに当省職員が意見聴取した者の所属団体、氏名及び意見として出された個人名等の意見聴取の内容が記載されているところであるが、これらについては、以下に掲げる理由から法5条1号、5号及び6号に該当する。

（1）法5条1号該当性について

独立行政法人の役員に係る情報のうち、生年月日、年齢及び年収については、個人情報であり、理事長等一部の者については、法令等により公にすることを予定しているものもあるが、これら原処分において不開示とした情報については、公にすることが予定されていないものであるため、法5条1号に該当する。

（2）法5条5号該当性について

独立行政法人の長及び監事の任命権は、主務大臣にあり（独立行政法人通則法20条1項及び2項）、公募によらない任命に当たっては、「透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努め」る必要がある（同条3項）。

本件対象文書には、意見聴取を行った有識者に係る団体名、個人名、聴取した意見が列記されているが、この意見聴取は独立行政法人の長という高度な責任を有する者について、ふさわしい者又はその要件等の意見を聴取し、検討を行うためのものである。意見聴取に当たっては、ふさわしい者について聴取するのみならず、ふさわしくない者について言及していただくなど、理事長等に適任か否かを判断するために必要な多

種多様の意見を得ることが必要である。そのため、当該意見聴取はその意見と聴取した者の対応状況を公にしないこと、また、発言者が特定されない前提で行われているところである。

仮に、当該部分が公開された場合、前記聴取の前提を覆すものであり、もって自由な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、原処分は、文部科学省内における検討に関する情報であって、公にすることにより自由な意見交換が不当に損なわれるおそれがある部分について不開示としているものであり、法5条5号に該当する。

(3) 法5条6号該当性について

独立行政法人の長及び監事の任命権は、主務大臣にあり（独立行政法人通則法20条1項及び2項）、公募によらない任命に当たっては、「透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努め」る必要がある（同条3項）。

本件対象文書には、意見聴取を行った有識者に係る団体名、個人名、聴取した意見が列記されているが、この意見聴取は独立行政法人の長という高度な責任を有する者について、ふさわしい者又はその要件等の意見を聴取し、検討を行うためのものである。意見聴取に当たっては、ふさわしい者について聴取するのみならず、ふさわしくない者について言及していただくなど、理事長等に適任か否かを判断するために必要な種多様の意見を公開にふさわしくないものも含め得ることが必要である。そのため、当該意見聴取はその意見と聴取した者の対応状況を公にしないこと、また、発言者が特定されない前提で行われているところである。

仮に、当該部分が公開された場合、同様に聴取した意見については発言内容が発言者と共に開示される前提で意見聴取を行う必要があり、特にふさわしくない者への言及については得られなくなるおそれがあり、もって適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずることが困難となる。

文部科学省所管の独立行政法人は原処分時点で23機関あり、その長及び監事の任命については、本件同様意見聴取を行うことにより検討を行うものも今後多数想定され、現行法が継続する限り、同様の方法により意見聴取を行い任命することが考えられるため、当該部分が公開されると、これら独立行政法人の長等の任命に係る事務が適正に執行できなくなるおそれがある。

したがって、原処分は、文部科学省の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて不開示としているものであり、法5条6号に該当する。

3 原処分に当たっての考え方について

本件対象文書は、独立行政法人通則法に規定された理事長任命の手續に

係る文書である。同法には、透明性の確保について規定されているが、透明性の確保については、既に任命理由の公表等必要な措置を講じているところである。当該異議申立てにおいて、異議申立人は、「そもそも業界を代表する団体・企業等が相手であり、普通に考えるなら対象者は会長や副会長など、その団体・企業を代表する人物であることから、対象者名が判明しても何ら問題は生じない」としている。しかし、上記2（2）及び（3）のとおり、意見聴取は独立行政法人の長という高度な責任を有する者について、ふさわしい者又はその要件等の意見を聴取し、検討を行うためのものであり、意見聴取に当たっては、ふさわしい者について聴取するのみならず、ふさわしくない者について言及していただくなど、理事長等に適任か否かを判断するために必要な多種多様の意見を得ることが必要である。そのため、当該意見聴取はその意見と聴取した者の対応状況が公にしないこと、また、発言者が特定されない前提で行われているところである。

このように、本件開示請求に当たっては、人事の検討に係る情報の扱いに留意しつつ、透明性の確保を規定した同法の趣旨を勘案し、原処分どおりの決定を行ったところである。

なお、異議申立てにおける異議申立人のその余の申立ての内容については、異議申立人の独自の取材の結果や諮問庁において関与し得ない民間企業の人事に係る異議申立人の推測が記載されているものであるため、諮問庁においてその適否等を判断、説明できるものではない。また、異議申立てにある「別に2人」の所属団体は、特定団体F及び特定団体Gであるが、原処分においては、文書上意見と聴取した者の対応状況が判別しうる状態で記載されていることから、上記2（2）及び（3）の理由により不開示としたところである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月23日 異議申立人から意見書を収受
- ④ 同日 審議
- ⑤ 同年6月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

処分庁は、「独立行政法人及び国立研究開発法人の長の任免について（起案文書）及び添付資料」（本件対象文書）の一部を法5条1号、5号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書の不開示部分について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、別紙に掲げる①ないし⑤（以下、順に「不開示部分①」ないし「不開示部分⑤」という。）が不開示とされていることが認められる。

(2) 不開示部分の不開示情報該当性について

ア 不開示部分①ないし不開示部分③について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

a 機構は、高い専門性があることから、本件対象文書に係る理事長候補者は公募によらず、ヒアリングにおいて複数の団体（有識者）に推薦（意見）を求めることにした。

b 原処分においては、ヒアリングを行った団体の一覧が記載されている「ヒアリング団体（対象者）」のうち「対象者（役職名及び氏名）」（不開示部分①）を除く団体名の情報を開示し、ヒアリングを行った有識者の団体名、役職名及び氏名並びに意見が併せて記載されている「日本原子力研究開発機構理事長候補にかかる有識者ヒアリング概要」のうち「団体名、役職名及び氏名」（不開示部分②）及び「聴取した意見のうち個人名等（理事長候補としてふさわしい者及びふさわしくない者等の具体的な個人の氏名・役職名）」（不開示部分③）以外の意見を開示した。

c 上記第3の2（2）及び（3）において説明したとおり、ヒアリング（意見聴取）によって有識者に理事長等候補者の意見を求める場合、候補者としてふさわしい者や必要な要件、ふさわしくない者といった多種多様な意見を示していただくことで、候補者選定の十分な検討を行うことができると考えている。

当該不開示部分には、意見された有識者が誰であるか、どの団体がどのような意見を持っていたか、ふさわしい候補者及びふさわしくない候補者としてどのような者の氏名が挙がっていたか、といった情報が記載されており、これを公にすることになれば、今後の独立行政法人の長等の推薦に係るヒアリングにおいて有識者は具体的な発言をちゅうちょし、最もふさわしい候補者を選定できなくなるおそれがある。

d 以上のことから、不開示部分①ないし不開示部分③は、文部科学省内における検討に関する情報であって、公にすることにより、今後の独立行政法人の長等の選定における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するとともに、文部科学省の独立行政法人の長等の任命に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号にも該当する。

(イ) 当該不開示部分を公にすると、今後、文部科学省が行う独立行政法人の長等の推薦に係るヒアリングにおいて有識者が具体的な発言をちゅうちょし、最もふさわしい候補者を選定できなくなるおそれがあり、文部科学省の独立行政法人の長等の任命に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分①ないし不開示部分③は、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 不開示部分④について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

a 文部科学省では、文部科学大臣が任命する独立行政法人及び国立研究開発法人の理事長、役員出向（文部科学省職員から独立行政法人及び国立研究開発法人の役員への就任予定）者については、氏名、生年月日及び主な経歴等を公表している。

b 当該不開示部分に記載されている情報は、理事及び監事のうち役員出向を除く者の年齢及び生年月日であり、文部科学省及び機構のいずれにおいても公表していない。

c 以上のことから、不開示部分④は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、法5条1号に該当する。

(イ) 不開示部分④は、理事及び監事のうち役員出向を除く者の「年齢及び生年月日」であり、当該理事及び監事の各氏名とともに一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するところ、文部科学省においては、当該不開示部分に記載されている情報をいずれも公にしておらず、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。また、既に個人識別部分である氏名が開示されていることから、法6条2項の部分開示の余地はな

い。

したがって、不開示部分④は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 不開示部分⑤について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

a 文部科学省及び機構では、「独立行政法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表に関する政府決定等及び総務省が定めるガイドライン」に基づき、機構の全役員それぞれの年間報酬等の総額（俸給（年額））（以下「役員報酬水準」という。）を公表しているが、理事及び監事にあつては、どの理事及び監事の俸給（年額）であるかといった情報までは、公にしていない。

b 当該不開示部分は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構役員名簿」（以下「役員名簿」という。）に記載されている理事及び監事の俸給（年額）であり、役員名簿において役員の氏名は開示されていることから、当該不開示部分を併せて開示すると、文部科学省及び機構のいずれにおいても公にしていない個々の理事及び監事の俸給（年額）といった情報が公になることになる。

c 以上のことから、不開示部分⑤は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、法5条1号に該当する。

(イ) 不開示部分⑤は、理事及び監事の「俸給（年額）」であり、当該理事及び監事の各氏名とともに一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当するところ、文部科学省においては、当該不開示部分に記載されている情報を氏名と併せては公にしておらず、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。また、既に個人識別部分である氏名が開示されていることから、法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって、不開示部分⑤は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部

分は同条 1 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、同条 5 号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（原処分において不開示とされた部分）

- ① 日本原子力研究開発機構理事長の任命に当たりヒアリングを行った団体の一覧が記載されている「ヒアリング団体（対象者）」のうち「対象者」
- ② 「日本原子力研究開発機構理事長候補にかかる有識者ヒアリング概要」に記載されているヒアリングを行った団体の「団体名，役職名及び氏名」
- ③ 「日本原子力研究開発機構理事長候補にかかる有識者ヒアリング概要」に記載されている聴取した意見のうち「個人名等」
- ④ 理事及び監事のうち役員出向を除く者の「年齢及び生年月日」
- ⑤ 理事及び監事の「俸給（年額）」